

# 修復的アプローチのソーシャルワーク 実践への適用に関する考察

－学校におけるコンフリクト解決手段として－

山下 英三郎

## A Study on Application of Restorative Approaches to a Social Work Practice - A Feasible Method for Conflict Resolution in the School Setting -

Eizaburo Yamashita

**Key word:** conflict resolution; facilitator; conference; zero tolerance

**キーワード:** コンフリクト解決、ファシリテーター、コンファレンス、ゼロ・トレランス

### はじめに

本論では、近年刑事司法分野において注目されている修復的司法(以下、修復的アプローチ)<sup>註1</sup>をソーシャルワーク技法としての適用可能性について考察する。修復的アプローチは、刑事司法分野における加害・被害という関係にとどまらず、個人対個人、あるいは個人と集団、さらには集団と集団の間に生じるコンフリクト(対立・紛争)を、利害が対立する当事者間にファシリテーターが介在し、平和的な方法によって関係の修復を図ろうとする理念及び方法である。

修復的アプローチの理念は人間尊重であり、複数の者同士の間で生じたコンフリクト解決が仲介や調整などの機能を通して図られることから、ソーシャルワークの理念と方法論に重なるため適合性が高い。ソーシャルワークの技法のひとつとして取り入れることにより、より実効性のあるソーシャルワーク実践が期待されると考えられる。

ここでは、特に学校におけるソーシャルワーク実践への適用に焦点を当てて論じることとする。

### 学校内コンフリクトとしてのいじめ

いじめ問題は、1980年代中盤以降ほぼ10年の周期で、いじめを苦にした自死事件が引き金となって社会的な論議がなされてきた。近いところでは、2006年秋に事件が相次いで報じられたが、それまでのいじめ論議のされ方をみると、現在に至るまでさして大きな変化はなく、

有効な対応を見い出されず、今なお手探りの状態にある。

対応策としては、いじめた側を出席停止など厳格に処分するという方針と、文部科学大臣や世の識者らによる、いじめる子たちといじめられる側の子もたちに対する、情緒的なメッセージという二つの対応パターンが繰り返されてきただけだといっている。<sup>注2</sup> これらの対応は皮相的なかけ声として終始しただけであり、いじめた側にもいじめられた側の内心にも直接触れることがなかったために、予防策としても対応策としても効果を発揮することはなかったといえる。

そうした中で、アメリカで1990年代から取り入れられたゼロトレランス<sup>注3</sup>の考え方をわが国でも取り入れ、いじめた子に対して出席停止など厳格な対応をするべきだという考え方がある。しかし、ゼロトレランスに関しては、アメリカでは決して功を奏しているとはいえ、不寛容な対処策に対しては懐疑的な研究者や現場教師の声が多いという現状があり（Casella, R., 2003; Cassidy, W. 2005; Essex, N.L., 2000; Fries, K. & DiMitchel, T.A., 2007）、コンフリクト解決法としての実効性にははなはだ疑問があるといえる。

さらに、いじめというコンフリクト解決の究極の手段としては、訴訟を起こして国に救済を求めるという方法がある。しかしながら、裁判によって真の意味での解決がもたらされる確率は決して高くなく、いじめそのものが認定されないこともある（武田, 2007）し、和解に至るケースでも訴訟に関わる精神的及び経済的な負担、さらに長年にわたる時間のことを考慮してやむなく、訴訟の継続を断念するというのが実状である。したがって、究極の解決策であるはずの裁判そのものが、悪くするといじめの傷を癒すどころか深めてしまうということになる。

こうした状況を踏まえるならば、問題解決の方法として従来の構図とは異なる概念と方法が求められる。

## 修復的アプローチ：対話によるコンフリクト解決

近年、刑事司法の分野では犯罪加害者と被害者の対話によって関係修復を図ろうとする修復的アプローチという方法が、欧米を中心に広がってきている。この修復的アプローチは、1970年代半ばにカナダのある小さな町で起きた青少年による犯罪について、犯罪少年たちを直接被害者に謝罪させるという対処をしたところ、被害者にとっても加害者にとっても好結果をもたらしたという事実をきっかけにして急速に広がったものである（ゼア, 1990）。

ゼア（1990）によると、修復的アプローチとは、「物事を適正な状態にする」ということである。その特徴は、当事者だけではなく家族や友人など関係者も参加することができることであり、対話を通して問題解決を図る方法である。対話の場においては、お互いを尊重する、相手の話に耳を傾ける、誰もが発言する機会を保障されるなど最低限のルールがいくつかあるが、その基本は平和的な手段によって調和的な解決を試みるという点にある。このやり方は、因果応報的で他罰的な構造を有する近代刑事司法とは、まったく異なる枠組みを有する。

修復的アプローチの大まかな流れは図1に示した通りであるが、こうした対話を通じた関係修復の機会、修復的アプローチの具体的実践形態であるコンファレンス<sup>注4</sup>の参加者から非

常に肯定的な評価がなされており、多くの調査で90%以上の人たちが前向きな評価をしている。関係者の間では、肯定的な評価が高すぎるのが問題であるという意見さえあるほどである (Morris & Maxwell, 1998)。また、実際に生徒たちの行動改善に役立ったという報告もなされている (Riestenberg, 2002; McCold, 2005)

この修復的アプローチは新しい概念というわけではなく、もともと世界各地の先住民たちが共同体や家族の中で生じたコンフリクトを解決する手段として用いていたものを、現代に蘇らせたものである。米大陸

についていうと、カナダのファーストネーションやアメリカのネイティブ・アメリカン、さらにハワイの先住民、ニュージーランドのマオリ族、アフリカの諸民族など世界各地で同様の方法を実践していた人々がいた。そうした先人たちの叡智が、修復的アプローチ実践の場で相当活かされており、コンフリクト解決のプロセスにおいても、共同体の中で行われていたやり方が多く活かされている。

当事者及び関係者間の対話を実施し、平和的な手段で問題解決を図る修復的アプローチの概念と方法論は、刑事司法分野に限らずコンフリクトが存在する様々な状況において活用が可能である。これまでに、国家レベルでの民族紛争の対処手段としても多くの国々で用いられている。<sup>注5</sup>

以下では、ソーシャルワーカーが修復的アプローチを実践している学校を取り上げ、その実際を述べることにする。

## 現地視察：ウィスコンシン州オシュコシュ学校区

米国ウィスコンシン州の中部に位置する小都市であるオシュコシュ学校区は、学校のソーシャルワーカーが中心となって2002年度から4年間にわたって州政府の助成金を受けて、いじめなど子どもたちの問題への対応策として修復的アプローチを実践した。2006年度でこのプロジェクトは終了したが、その後も同学校区では修復的アプローチの考え方を取り入れて幅広い取り組みをしている。

スクールソーシャルワーカーであるワンダ (Wanda Van De Hey) は、2002年から2006年度までは学校区全体を統括する形で修復的アプローチの展開に力を入れていたが、プロジェクト終了と同時に、メリル・ミドルスクールとメリル小学校のソーシャルワーカーとして、特定の学校をベースとして修復的アプローチの実践を行っている。

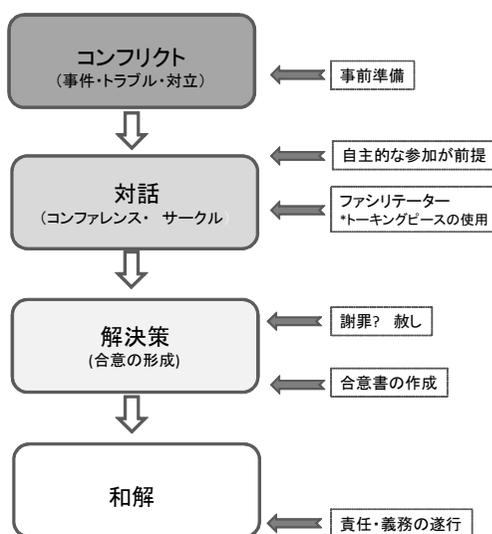


図1 修復的アプローチの流れ

視察はワンダへの聞き取りと校長及び複数の教員への聞き取り、さらにコンファレンスに参加したことがある生徒2名に対する聞き取りと、Van De Heyのコンファレンス実践への参与観察、さらに日常的に修復的アプローチを学級活動に取り入れているミドルスクールと小学校を視察するという形で行った。

ワンダへの聞き取りについては、事前に質問項目を送付して了解をえるという方法を取り、また生徒へのインタビューやコンファレンスの参加については、生徒たち自身の事前の了解だけでなく、保護者の了解もワンダを通して得ていた。

ワンダの話からは、修復的アプローチという馴染みのない概念と方法を、新たにプロジェクトとして立ち上げ軌道に乗せるまでの苦労が窺えた。また、教職員たちには、従来の教育観とは差異があるため、当初若干の抵抗感があったことも否めなかったが、現在では教員たち自身が積極的に学級活動に修復的アプローチを取り入れることにより、停学などの懲戒処分の数が減ったという。ただ、教員の話によると、ファシリテーターの力量がコンファレンスの効果を左右するという指摘があった。

管理職としての校長は、もともとゼロトレランスに象徴される懲罰的な対応の限界を感じていたし、さまざまな対策が個別に存在して有機的に機能していないことを感じていたので、包括的な方法である修復的アプローチは、学校を安全な環境にするためには適していると考えていた。

インタビューした生徒二人は、コンファレンスに参加したことによって、人の話を聞くという習慣がずいぶん身についたといい、両名とも友だちが誰かがトラブルを抱えた場合は、コンファレンスをやるように勧め、さらに教師とのトラブルでもコンファレンスが有効に作用したと言っている。コンファレンス終了後には、いずれも関係が修復され、以前にも増して相手といい関係になったというのも共通していた。

進行中のトラブルに対応するためのコンファレンスに関しては4つに同席した。コンファレンスに参加した年齢の幅も広がったが、ミドルスクールの生徒たちは、コンファレンスの進行に関しては理解があり、感情的な対立があったとしても、話し合いが収拾つかなくなることはなかった。また、話し合いの過程で、自然に相手に謝罪をし、それを受けるあるいは受けないなどの行為が見られ、対話の習慣が身につけていることが窺えた。

小学生のケースでは、軽微とも感じられるようなケースにも介入していたが、コンファレンスをやることによって、子どもたちが抱えている深刻な事情が浮き彫りになってくるという現実があり、関与するしないの判断についてはソーシャルワーカーの力量が求められると思われた。

また、日常の学級活動に修復的アプローチの考え方を取り入れている学校での視察では、いずれもそれを形式的なものとするのではなく、短時間であっても毎日の学級活動に組み込んで、他人を尊重する、人の話に耳を傾けるという態度を自然に身につけることができるような工夫がなされていた。特にメルル・ミドルスクールでは、全校生徒を12人のグループに分けて、学校の全教職員が特定のグループ担当となり、年間を通して同じ生徒と関わるという方式を取り入れていた。この学校では、毎朝20分間、特定の問題がなくてもコンファレンス（サークル）

を実施していたが、問題の予防という観点から注目に値する取り組みでだと思われた。

オシコシコ学校区では、4年間にわたるプロジェクト期間中の記録が詳細にとられており、コンファレンスに参加した当事者及び関係者に対しても漏れなくアンケート調査がなされていた。それによると、刑事司法分野と同様に参加者の90%以上が肯定的な評価をしている(Oshkosh School District, 2007)。そうしたデータ上の数値と、聞き取り及び観察などによっても修復的アプローチの有効性が裏づけられたといえる。

## 考察

### 1) 学校における修復的アプローチの適用

多くの論者 (Roche, D., 2006; Amstutz, L.S. & Mullet, J.H., 2005; Drewery, W., 2004; Hoplins, B., 2003; Karp, D.R. & Breslin, B., 2001) が、修復的アプローチの学校における適用の可能性を論じているが、米国でも実際にはまだそれほど多くの学校が取り入れているわけではない。ミネソタ州の教育局が、1997年学校における修復的アプローチを制度化しているが、他では民間のNGO団体が学校と契約を結んで実施しているという状況である。隣国のカナダでも取り組んでいる学校はあるが、詳しい状況はまだ把握されていない。他に、オーストラリア、ニュージーランド、イギリスなどの学校で取り組まれているが、いずれも1990年代の半ば以降の取り組みであり、その歴史は浅い。

しかしながら、平和的な方法でコンフリクト当事者間の対話を促進するという方法は、いじめ問題に対して有効な対策を持たないわが国の学校においても可能性があると考えられる。当事者だけでなく、コミュニティをも視野に入れた包括的な視点が、従来の懲罰的で排他的な対策によって、双方の関係性を断絶しようとするやり方とは異なる利点がある。さらに、関係の修復や、赦しと和解および、再構築などが、いじめ問題解決におけるポイントとして指摘されており (Morrison, 2006)、それらのポイントが修復的アプローチの方法論であることを考えると、いじめ問題に対する修復的な関わりはきわめて親和性があるといえる。

とはいえ、当事者の参加を前提とする修復的アプローチにおいていじめ問題への適用には注意すべき点がある。それは、いじめの事案では力の不均衡があるということである。対話プログラムが安易に実施されると、被害者は二次的な被害を受けることにつながる。

加害者の側に、自らの行為を悔い相手に対して謝罪する気持ちもなく、被害者の側にも加害者と対面するだけの精神的な余裕がない場合には、対面の場は建設的な結果を生み出すことはないであろう。

したがって修復的アプローチの実践においては、事前の慎重な準備が重要である (Umbreit, 2007)。対話の場面が新たな被害を生じさせるような結果を生み出すとすれば、それは修復的アプローチの目的とは背反することになるわけであるから、いかに修復的アプローチの理念や方法がコンフリクト解決法として優れているとしても、その安易な適用は厳に戒められるべきである。

## 2) ソーシャルワークと修復的アプローチ

いじめ問題において決定的に欠如しているのは、被害者だけでなく加害者を含む当事者に直接介入し、事態を改善する方法を導入することである。劇的な解決策など期待すべくもないが、関係者が真摯に向かい合うことによって、深刻化を防止することが可能である。当事者だけではなく関係者が参加し、平和的な手段によって対話を行い、解決策を見いだそうとする修復的アプローチは、そういった意味で学校現場で生じる様々なコンフリクトに対応するひとつの有望な手段だといえる。

修復的アプローチとソーシャルワークとの関係については、修復的アプローチ自体がわが国ではまだよく知られていないということと、それが刑事司法関係者を中心として論議されているに過ぎないという理由によって、双方を結びつけ論じかつ実践に適用するという動きは、今までのところ見られなかった。

しかし、修復的アプローチがコンフリクト解決のために様々な分野で実践されていることを考えると、コンフリクト状況に介入し問題解決のための支援をするソーシャルワークとは重なるところが少なくない。特に、修復的アプローチの理念が参加者個人々人への敬意であったり、自己決定の尊重であったり、さらにコンファレンスやサークルで語られたことに対する守秘義務などにあることを基本としているが、そのことはソーシャルワークの価値と合致する。機能面に関しても、修復的アプローチは全体の調和という包括的な視点をベースにして、損なわれた関係修復のための調整や仲介という機能が運用上の核となっている。それらの機能もまた、ソーシャルワークが特有の機能として位置づけてきたものである。

さらに、ソーシャルワーク自体が、さまざまな実践理論や手法があるとされながらも、部外者にとっては具体的に何をやる職種なのか分かりづらいという側面がある。ソーシャルワークが、社会の中により広く認知されるためには、ソーシャルワーカーが何を（できる）人であるかを人々に共有してもらうことが必要であろう。

修復的アプローチにおいては、コンファレンスという具体的な実践法がある。そういった方法論をソーシャルワークに取り入れることは、ソーシャルワーク実践の場に確実な選択肢と活力をもたらすことは疑いがない。

## 課題と展望

修復的アプローチの導入に際してはいくつかの障壁がある。それらは、新奇なものに対する人々の抵抗感であり、背景となる文化的土壌の相違であり、さらに他者に対する尊敬の念や平等性などといった考え方の、わが国における浸透度の問題もある。また、コンファレンスには当事者だけが参加するのではなく、関係者が参加することもでき、それぞれが発言する機会を保障されるため、長時間を要する。事前の準備も当然のことながらあるので、それらを考慮すると、効率至上の現代社会にあっては、そぐわないという側面がある。

しかし、ウィスコンシン州オシュコシュ学校区における取り組みに見られるように、数値的なデータによる有効性の呈示にとどまらず、現地視察の際に聞き取りを行ったソーシャルワ

カー、及び校長、教員さらにコンファレンス参加経験者らは、一様に肯定的な評価していた。また、コンファレンス場面への同席と日常の学級活動見学などを通して、修復的アプローチの実践が決して特異な取り組みではなく、広汎に取り入れられ得る方法であることも目撃することができた。このような多角的な視座からの観察と、文献による検証作業の結果、わが国における導入には馴染まないという論拠は乏しいといえる。

調査における非常に高率の肯定的な結果も、実践レベルでの反応にしても、修復的アプローチ推進者の立場からの調査であるというバイアスを考慮しないわけにはいかない。しかし、複雑多様化している問題の背景には、コミュニケーションや関係の断絶があることを考えると、関係を肯定的な方向へと築き直そうとする修復的アプローチは、時宜に合った考え方であり方法だということができる。

## まとめ

いじめなどによって被害を受けた子どもが自らの尊厳を回復し、加害者の立場に立った側が人間性を否定されることなく己の行動のマイナスの影響を理解し、謝罪をし責任を果たすというプロセスは、両者の人間回復のプロセスでもある。また、被害・加害という関係ではなく、コンフリクトが生じるケースも少なくなく、その場合においてもコンファレンスによる対話の効用は大いにある。

ただし、修復的アプローチは、特定の問題に対するセラピーではない。世界各地の先人たちが獲得してきた、もっと包括的な枠組みを持った概念であり、生き方である。他者を尊重し、相手の言葉に耳を傾けるというその考え方は、現代人がほぼ喪失しつつある、よりよく生き抜くための示唆を有していると思われる。関係の修復、関係のリハビリテーション、つながりといった言葉で表される修復的アプローチのキーワードは、まさに現代人が手放してきた重要な要素を補完する概念だといえる。

修復的アプローチ実践の意義は、さまざまな観点からその有用性が検証可能であるが、しかしだからといって、修復的アプローチを過大評価して万能薬のようにとらえることは危険なことである。修復的アプローチが有効に作用する場面や状況と、そうではない場合とがある。また、質の低い実践の場合は、かえって事態を悪化させる怖れもある。ゆえに、その適用に関しては、冷静なアセスメントが不可欠である。

さらに、多くの価値と機能を共有する修復的アプローチとソーシャルワークが、修復的アプローチ参加者にとって利益となるような実践を行うには、その運営を直接行うファシリテーターの力量が重要な要素となるため、十分な研修が求められる。

社会の中には、個人レベルから世界レベルにいたるまでコンフリクトが満ちあふれており、人類全体としてコンフリクトの有効な解決法を獲得するところまでは到達していない。それどころか、コンフリクトを深刻化させるような対応の方が勢いを増しているようにさえ見える。

修復的アプローチという概念と方法は、そうした流れとは別に、人間が有する良質の部分つまり、平和や調和、他者に対する尊敬の念、平等性といったものによって実行される。こうし

た方法がソーシャルワークの価値及び方法と結合し、少しでも広がり定着していくならば、われわれの社会にも明るい展望を持つことができるといい。

## 注

- 
- 注1 英文の Restorative Justice は、刑事司法分野において修復的アプローチとすることには妥当性があるが、実際には司法以外の分野でも広く取り入れられつつあることから、ここでは修復的アプローチと表記することとした。
- 注2 例えば、2006年に連続して起きたいじめを苦しめた自死事件の際には、当時の文部科学大臣が、いじめている子たちといじめられている子たちに向けてメッセージを発し、他方ではメディアが識者らのコメントを継続的に取り上げるなどした。こうした反応は、1980年代および1990年代にいじめ問題が大きく報じられた当時と、ほとんど変わりがなかった。
- 付記) 本稿執筆時点では、大津市でのいじめ自死事件は報じられていなかったが、事件に関する反応はここで論じている域を出るものではなかった。
- 注3 学校での銃乱射事件の多発化に対処するために1990年代後半からアメリカで取り入れられた。銃器を学校に持ち込もうとする行為に対しては、例外なく厳格に対処するという方針であるが、次第に拡大解釈されるようになり、学校側の過剰な反応が訴訟問題に発展したケースが少なくない。
- 注4 修復的アプローチにおいては、分野にかかわらずコンファレンス、あるいはサークルという形態をとって参加者同士の対話が展開される。中立的な立場のファシリテーターが、参加者のニーズや解決案を引き出す役割を担う。当事者自身が合意によって解決策を見いだすようにするというのが特徴である。
- 注5 よく知られているのは、アパルトヘイト廃止後の南アフリカ政府が設置した真実和解委員会 (TRC=Truth and Reconciliation Commission) である。人種差別を受けてきた人々と差別をした側が対面し語り合うという方法は、無用な流血を回避することに役立った。南アだけではなく、チリやボリビア、東チモールなど、多くの国と地域で同様の取り組みがなされている。

## 参考文献 & 参考資料

- 
- 朝日新聞 (2007) 『いじめられている君へ いじめている君へ』朝日新聞社
- 高德忍 (1999) 『いじめ問題ハンドブック』つげ書房新書
- シーゲル, M. (2003) 『和解への道としての真実究明－被害者と加害者の対話の可能性』, 「日本カトリック神学会誌」, 第14号, pp. 1-32

- ゼア, ハワード (2003) 『修復的司法とは何か 応報から関係修復へ』(西村・細井・高橋監 訳) 新泉社= Howard Zehr (1990) "Changing Lenses A New Focus for Crime and Justice" Herald Press
- ゼア, ハワード (2008) 『責任と癒しー修復的正義の実践ガイド』(森田ゆり訳) 築地書館= Howard Zehr(2002),"THE LITTLE BOOK OF Restorative Justice" Good Books
- 芹沢俊介 (2007) 『「いじめ」が終わるときー根本的解決への提言』 彩流社
- 武田さち子 (2004) 『あなたは子どもの心と命を守れますか!』 WAVE 出版
- 豊田充 (1994) 『葬式ごっこ』 風雅書房
- 藤岡淳子 (編) (2005) 『被害者と加害者の対話による回復を求めて 修復的司法における VOM を考える』 誠信書房
- ミノウ, マーサ (2003) 『復習と赦しのあいージェノサイドと大規模暴力の後で歴史と向き合う』(荒木 教夫 & 駒村 圭吾訳) 信山社出版= Minow, M.(1999)"Between Vengeance and Forgiveness: Facing History After Genocide and Mass Violence", Beacon Press.
- 山下英三郎 (1995) 『噛み合わない「いじめ対応策」』(「月刊 子ども論」7月号, クレヨンハウス)
- 山下英三郎 (2010) 『いじめ: 損なわれた関係を築きなおす 修復的対話というアプローチ』 学苑社
- Amstutz, L. S. & Mullet, J. H. (2005), "THE LITTLE BOOK OF Restorative Discipline for Schools" Good Books.
- Beck, E., Krop, N. P. & Leonard P.B.(2011), "Social Work & Restorative Justice Skills for Dialogue, Peacemaking, and Reconciliation", Oxford University Press.
- Brown, H. L.(2002),"The Navajo Nation's Peacemaker Division: An Integrated, Community-Based Dispute Resolution Forum", Dispute Resolution Journal, may/July 2002, pp.43-50.
- Cameron, L. & Thorsborne (2001), "Restorative Justice and School Discipline: Mutually Exclusive? A Practitioner view of the impact of Community Conferencing in Queensland schools.", Restorative Justice and Civil Society, pp. 180-194, Cambridge University Press.
- Casella, R. (2003), "Zero Tolerance Policy in Schools: Rationale, Consequences, and Alternatives", Teachers College Record, Vol. 105, No. 5, June, pp.872-892.
- Cassidy, W (2005), "From Zero Tolerance to Culture of Care" Education Canada, Vol.45, No.3, Summer, 2005, pp.40- 42.
- Drewery, W (2004),"Conferencing in Schools: Punishment, Restorative Justice and the Productive Importance of the Process of the Conversation" Journal of Community & Applied Social Psychology, Vol. 14, July 2004, pp. 332-344.
- Essex, N.L. (2000), "Zero Tolerance Approach to School Violence: Is it Going Too Far?" American Secondary Education, Vol.29, No.2, Winter 2000, pp.37-40.
- Fries, K. & DiMitchel, T. A. (2007),"Zero Tolerance and Paradox of Fairness: Viewpoints from the Classroom", Journal of Law & Education, Vol.36 No. 2, January 2007, pp. 211-229.

- Hopkins, B. (2003), "A Whole School Approach to Restorative Justice" VOMA Connections, No. 13, Winter, pp5-6.
- Judicial Branch of the Navajo Nation (2004), "Peacemaking -A Guide to the Peacemaking Program of the Navajo Nation.
- Karp, D. R. & Breslin, B. (2001), "Restorative Justice in School Communities" YOUTH & SOCIETY, December 2001, pp.249-270.
- McCold, P. (2005), "Evaluation of a Restorative Milieu: Replication and Extension for 2001-2003, Discharges" Paper Presented at the American Society of Criminology Annual Meeting.
- Mirsky, L. (2003), "Safer Saner Schools: Transforming School Culture with Restorative Practices", [www.restorativepractices.org](http://www.restorativepractices.org)
- Morrison, B. (2006), "School Bullying and Restorative Justice: Toward a Theoretical Understanding of the Role of Respect, Pride, and Shame", Journal of Social Issues, Vol. 62, No. 2, 2006, pp.371-392.
- Murithi, Timothy(2006), "Practical Peacemaking Wisdom from Africa: Reflections on Ubuntu", The Journal of Pan African Studies, vol. 1, no.4, pp.25-34
- O'connel, T., Wachtel, B. & Wachtel, B (1999), "Conferencing Handbook THE NEW REAL JUSTICE TRAINING MANUAL" The Piper's Press.
- Restorative Practices Development Team (2003), "Restorative Practices for Schools: A resource", School of Education, University of Waikato, New Zealand.
- Riese, Jane (2003), "Anti-Bullying Program Aims to Shift Culture in Schools: Is This Restorative Justice in Action?" VOMA Connections, No. 13, Winter, p 3.
- Riestenberg, N.(2002), "Aides, Administrators and All the Teachers You Can Get: A restorative training guide for schools" from Victim Offender Mediation Association newsletter, Minnesota Department of Education.
- Roche, D. (2006), "Dimensions of Restorative Justice" Journal of Social Issues, Vol. 62, No. 2, pp.217-238.
- Shook, E. Victoria (1985) "HO'OPONOPONO" University of Hawaii Press.
- Strang, H.et.al. (2006), "Victim Evaluatatuion of Face to Face Restorative Justice Conferences: A Quasi-Experimental Analysis", Journal of Social Issues, Vol. 62. No. 2, pp.281-306.
- Zehr, H.(1990), " Changing Lenses: Anew Focus for Crime and Justice", Herald Press.
- Zehr, H. (2002), "THE LITTLE BOOK OF Restorative Justice" Good Books.

## 参考資料

---

伊吹文明 (2006) 『文部大臣からのお願い 未来のある君たちへ』 文部科学省

武田さち子 (2007) 『子どもたちは二度殺される (事例)』

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/number/881221.html#top>

- 武田さち子 (2007) 『子どもに関する事件・事故 1 【いじめ・恐喝・リンチなど生徒間事 件】』  
<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/list01.html>
- 日本経済新聞 (1995) 『いじめる生徒、出席停止も』 3月14日朝刊
- 文部科学省 (2007) 『生徒指導上の諸問題の現状について (概要)』
- Department of Health and Human Services (2007) ,"Take Action Against Bullying"  
<http://mentalhealth.samhsa.gov/publications/allpubs/SVP-0056/>.
- Oshkosh Area School District (2007), "District Info",<http://www.oshkosh.k12.wi.us/aboutus/news.com>
- Public Safety Canada (2007), "Bullying Prevention in Schools",  
[http://www.publicsafety.gc.ca/res/cp/res/bully-en.asp#top\\_of\\_page](http://www.publicsafety.gc.ca/res/cp/res/bully-en.asp#top_of_page).
- SAMHSA (2003), "An End to Bullying: SAMHSA Expands 15+ Program", SAMHSA News, vol.11,  
No.4, <http://www.samhsa.gov/about/>
- Umbreit, M (2007), "Restorative Justice in the 21st Century: A Social Movement Full of Pitfalls and  
Opportunities" Speech at the National Conference of Restorative Justice at Shreiner University,  
Kerrville, Texas, June 25
- Wanda Van de Hey (2007), Interview at Merrill Middle School, Oshkosh, Wisconsin.